

# 広島県文化財保護審議会平成28年度第2回会議議事録

平成29年2月13日

広島県教育委員会

広島県文化財保護審議会平成 28 年度第 2 回会議議事録

平成 29 年 2 月 13 日（月）午後 1 時 30 分開会

午後 3 時 00 分閉会

1 出席委員（15 名）

会 長	小 都 隆	(元広島県教育事業団事務局次長(兼)埋蔵文化財調査室長)
会長職務代理者	福 本 幸夫	(元広島市安佐動物公園園長)
	安 藤 福平	(元広島県立文書館副館長)
	上 薗 四郎	(笠岡市立竹喬美術館館長)
	熊 原 康博	(広島大学大学院准教授)
	鈴 木 理恵	(広島大学大学院教授)
	竹 下 俊治	(広島大学大学院教授)
	中 原 ゆかり	(愛媛大学教授)
	濱 田 宣	(徳島文理大学教授)
	林 武 広	(広島大学名誉教授, 比治山大学院教授)
	福 田 道宏	(広島女学院大学准教授)
	藤 田 盟児	(奈良女子大学研究院教授)
	松 井 輝昭	(県立広島大学名誉教授)
	三 村 泰臣	(元広島工業大学教授)
	吉 野 由紀夫	(東和環境科学株式会社技師長)

2 欠席委員（8 名）

伊藤 奈保子	(広島大学大学院准教授)
於保 幸正	(広島大学名誉教授)
迫垣内 裕	(比治山大学短期大学部教授)
佐竹 昭	(広島大学大学院教授)
鈴木 康之	(県立広島大学准教授)
太郎良 裕子	(ノートルダム清心女子大学名誉教授)
西本 寮子	(県立広島大学教授)
棚橋 久美子	(広島国際学院大学非常勤講師)

3 出席職員

樽谷 敏治	(広島県教育委員会事務局管理部長)
加藤 謙	(広島県教育委員会事務局管理部文化財課長)

# 広島県文化財保護審議会平成 28 年度第 2 回会議日程

日 時 平成 29 年 2 月 13 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時  
場 所 広島県庁本館 301 会議室

## 1 開会

## 2 議題

- (1) 委員の退任に伴う会長職務代理者の指名について
- (2) 部会に所属させる委員の指名について
- (3) 名勝部会長の選任及び天然記念物部会長職務代理者の指名について
- (4) 広島県天然記念物の指定の解除について
- (5) 広島県重要文化財の指定の諮問について

## 3 報告

- (1) 文化財の部会審議状況について
- (2) 文化財の現地調査状況について
- (3) 文化財の指定等について

## 4 閉会

- 課長代理  
会長 :
- それでは、定刻となりましたので、小都会長、よろしくお願ひします。  
ただ今から、「広島県文化財保護審議会」を開会いたします。  
本日の御出席の委員は、15名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。  
では、事務局から御挨拶を頂きます。
- 管理部長 :
- 管理部長の樽谷でございます。本来であれば、教育長も出席させていただく予定でしたが、他の用務により出席することができませんので、私が御挨拶を申し上げます。  
本日は、大変お忙しい時期にもかかわらず総会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。  
今年度、本県が取り組んだ主な文化財保護施策といたしましては、国の重要文化財「世界平和記念聖堂」を始めとする国・県指定文化財20件の保存修理事業の実施のほか、本日御報告させていただく「備後国府跡」の国史跡指定、更には尾道市の常称寺の「木造阿弥陀如来立像」ほかの県重要文化財指定、久保善博氏を保持者とする県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者の追加認定、東広島市の「福美人酒造」などの49件の文化財登録及び答申、などがございました。  
今後も、文化財の指定・登録を進めるとともに、毀損しているものについては修理・整備を行って、保存と活用を図ってまいりたいと存じます。  
また、県民の方々に本県の優れた文化に親しんでいただく取組といたしまして、福山市の歴史博物館・三次市の歴史民俗資料館・広島市の頼山陽史跡資料館におきまして、古地図・絵図による近世日本の異文化交流像を描いた展示、夏休みの子供たちをターゲットとして「さかなクン」の描いた魚のイラストと江の川の漁撈用具を合わせた展示、「頼家と広島医学」展など、様々な展示会や学習支援活動を行い、多くの方々に御来館を頂いております。  
来年度以降も、県民の幅広いニーズに応え、博物館へ行ってみたいと思えるような展示と、地道な調査研究活動の成果をお知らせする、地域密着の展示を、バランスよく行い、魅力ある展示を提供してまいりたいと存じます。  
こうした文化財の保護、優れた歴史・文化に触れる機会の提供を進めていく上で、文化財保護審議会委員の皆様には、それぞれの御専門のお立場から、御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げます。  
さて、本日は、9年間にわたり御活躍くださった石橋昇委員の死去に伴う会長職務代理者の指名ほかの体制を決めていただいた上で、広島県天然記念物の指定の解除の御審議を行っていただくほか、新たに広島県重要文化財の指定の諮問をさせていただくことなどを予定しております。  
長時間となりますが、委員の皆様には、十分な審議をいただきますようお願いいたします。  
本日は、よろしくお願ひいたします。
- 会長 :
- ありがとうございました。  
さて、去る平成28年10月30日、広島大学名誉教授でいらっしゃる石橋昇委員が、御病気のためお亡くなりになりました。事務局では、石橋委員の後任として吉野委員を任命しております。  
事務局から、この間の経緯の説明と後任の委員の紹介をお願いします
- 文化財課長 :
- 失礼します。  
まず、石橋委員は植物生態学が御専門で、広島大学を退官された後、広島国際学院大学で教鞭をとっていらっしゃいました。当審議会委員には平成20年1月から御就任いただき、名勝部会長、天然記念物部会長職務代理者として、また平成28年2月からは会長職務代理者として御指導を頂いております。

昨年の夏頃から体調を崩されまして、委員を辞したいとのお話を伺っていましたが、辞任の手続を行う前に御逝去されました。

ここで、しばらくの間黙とうを行い、石橋委員の御冥福をお祈りしたいと思います。着席のままで結構ですので、御協力をお願いします。

では、黙とうをお願いします。

(黙とう)

ありがとうございました。

次に、石橋委員の後任者として、平成 28 年 12 月 21 日付で、東和環境科学株式会社技師長でいらっしゃる吉野由紀夫委員を任命いたしました。

吉野委員も、植物生態学が御専門で、県内の植物相と植物群落の調査研究を行い、県内の植物全般について幅広い知識をお持ちでございます。これまでに、平成 9 年の『広島県植物誌』や『レッドデータブックひろしま』の刊行に携わったほか、環境省の絶滅危惧種分布調査の調査員や広島県生物多様性現況調査の植物分科会代表も務めておられます。

御紹介します。吉野由紀夫委員です。

吉野委員 : 吉野です。よろしくをお願いします。

会長 : ありがとうございました。

では、次に、会議の公開について取決めを行いたいと思います。事務局から説明してください。

#### 会議の公開について

課長代理 : 資料番号 11 を御覧ください。

会議の公開について、教育委員会では、所管する附属機関等の会議の審議過程等を公開することによって、透明性の向上を図り、開かれた教育行政を推進するため、平成 13 年にこの規則を制定いたしました。広島県文化財保護審議会は、この規則の第 1 条にいう「附属機関等」に該当いたします。

この規則の第 2 条第 1 項本文は、「会議は、公開するものとする」としております。

一方、例外的に非公開とする場合がございます。この規則の第 2 条第 1 項第 1 号の、「広島県情報公開条例第 10 条に規定する不開示情報が含まれる事項」、例えば、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが含まれる事項を議事とする会議、及び第 2 号の、「公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議」、の「いずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする」としております。

この規則の第 2 条第 2 項は、「会議の公開」は、「傍聴」か「議事録の閲覧」の「いずれかの方法により行うもの」としております。この審議会では、これまで、「傍聴」と「議事録の閲覧」の、両方を組み合わせて、会議の公開を行ってきております。

この規則の第 2 条第 3 項は、「会議の公開の方法」又は「会議を非公開とすること」の決定は、当該附属機関等が行うものとする」としております。

なお、この規則の第 3 条から第 6 条までは、会議の傍聴について定めております。

本日、傍聴希望の方はございません。

以上でございます。

会長 : ただ今説明がありましたとおり、特段の御異論がなければ、この会議を公開することとし、その方法は、「傍聴」及び「議事録の閲覧」によることとしたいと思います。

ただし、「会議次第」の事項のうち、2 の「議題」の(1)の「委員の退任に伴う会長職務代理者の指名について」、(2)の「部会に所属させる委員の指名について」、(3)の「名勝部会長の選任及び天然記念物部会長職務代理者の指

名について」は、人事に関する案件ですから、非公開が適当ではないかと思  
います。

また、2の「議題」の(4)の「広島県天然記念物の指定の解除について」は、  
指定の解除が適当であるところの審議会が広島県教育委員会に答申しても、教  
育委員会の会議で決定をするまでは、調査審議中の案件です。

同様に、(5)の「広島県重要文化財の指定の諮問について」は、本日諮問を  
受けてから調査を行う案件であり、会議を公開することにより事前に調査物  
件が公になると、公正な調査審議に支障が生じるおそれがあります。

また、3の「報告」の(1)の「文化財の部会審議状況について」は、建造物  
部会から、調査審議継続中の案件であるとの報告を受けております。

したがいまして、「会議次第」の2の「議題」の全て及び3の「報告」の(1)  
については、非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

全員 : 異議なし。

会長 : それでは、「会議次第」の2及び3の(1)については、非公開とします。

したがいまして、今後の会議は、まず、人事案件の2の「議題」の(1)・(2)・  
(3)の案件を非公開として行い、次に、3の「報告」(2)・(3)を公開して行い、  
最後に非公開案件として、2の「議題」の(4)・(5)、3の「報告」の(1)の順番  
で、進めていくことといたします。

【 以下については、非公開で議事を進めたが、当日の会議で決定されたため、公開する。 】

#### 会長職務代理者の指名

会長 : それでは、2の「議題」に入ります。

(1)の「会長職務代理者の指名について」は、この職を務められていた石橋  
前委員の死去に伴い、新たに行うものです。

広島県文化財保護条例第4条第3項により、会長が指名することとなって  
いますので、福本委員を指名します。

福本委員、会長職務代理者の席へお移りくださるとともに、一言御挨拶を  
お願いします。

福本会長職務代理者 : よろしく申し上げます。

代理者

#### 部会に所属させる委員の指名について

会長 : ありがとうございます。

では、次に(2)の「部会に所属させる委員の指名について」に入ります。広  
島県文化財保護審議会条例第7条第2項は、「部会に所属させる委員」は、  
「会長が指名する」としております。

資料番号の1を御覧ください。石橋前委員は名勝部会・天然記念物部会・  
巖島特別部会に所属されておりました。

植物生態学を専門とされる吉野委員には、石橋委員の後任として、「名勝  
部会」と「天然記念物部会」に所属していただきたいと思ひます。

また、巖島特別部会には、竹下委員に加わっていただきたいと思ひます。

#### 名勝部会長の選任及び天然記念物部会長職務代理者の指名について

会長 : 次に、(3)の「名勝部会長の選任及び天然記念物部会長職務代理者の指名に  
ついて」に入ります。

広島県文化財保護条例第7条第3項は、部会長は「部会に属する委員の互  
選によって」定めることとしています。

また、同条第5項は、「部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ  
指名する委員がその職務を代理する」こととしています。

まず、名勝部会で部会長を互選し、結果を報告してください。

林委員 : 事前に部会員で協議した結果、職務代理者であった私が部会長を務めま

- す。また、後任の部会長職務代理者には、福本委員を指名します。
- 会長 : ありがとうございます。  
 続いて、天然記念物部会長から、職務代理者を指名してください。
- 福本委員 : 天然記念物部会の職務代理者に、林委員を指名します。
- 会長 : ありがとうございます。  
 ただ今各部会から報告がありましたように、名勝部会の部会長に林委員、部会長職務代理者に福本委員、天然記念物部会の部会長職務代理者に林委員、以上のように決定しました。  
 事務局は、新しい部会構成の表を作成してください。  
 以上で、人事案件の議事が終了しました。

【 以上、非公開 】

**報告**

- 会長 : ただ今から、議事を再開します。  
 それでは、3の「報告」の(2)の「文化財の現地調査状況」に入ります。事務局から報告してください。
- 事務局 : 資料番号5を御覧ください。  
 まず、広島県重要文化財「神輿」の現地調査状況について御説明いたします。  
 (4)の「経緯」のイにありますように、平成27年8月に、所有者から神輿本体の全面的な保存修理に係る指定文化財補助事業計画が提出されました。この神輿は工芸品ではありますが、建造物のような構造であることから、ウにありますように、同年10月に美術工芸部会の濱田委員と建造物部会の藤田委員と共に現地調査を行い、保存修理の方針について頂いた(ア)から(ウ)までの御意見に基づき、エにありますように、今年度から2年計画で県指定文化財補助事業として保存修理を実施しているところです。この度、神輿本体の解体作業がほぼ完了したため、一度現地調査を行い、今後の修理方針について意見聴取することとしました。  
 (5)の「調査結果」にありますとおり、アからエまでの御意見を頂きました。  
 (6)の「調査後の状況」のアにありますように、修理業者から(ア)から(エ)の提案を受け、イにありますとおり、関係者で協議した結果、提案のとおり修理する方針とし、保存修理は今年6月に完了予定でございます。  
 次に、4ページを御覧ください。広島県重要文化財「木造薬師如来座像」の現地調査状況について御説明いたします。  
 (4)の「経緯」のアにありますように、昨年10月21日に発生した鳥取県中部地震の振動により、像の左手に乗っていた薬壺が落下し、底面縁部の一部が破損しました。これを受け、専門的な見地から毀損の状態を調査し、修理の必要性及びその方法を検討するとともに、今後の保存管理に係る必要な指導助言を受けることとし、仏教美術が御専門の濱田委員と共に現地調査を行いました。  
 (5)の「調査結果」にありますとおり、アからウまでの御意見を頂きました。  
 (6)の「調査後の状況」にありますように、後日、県教育委員会及び府中町教育員会の職員により、テグスで薬壺を像の左手に固定するなど、再度の落下防止を図る処置を行いました。  
 次に、6ページを御覧ください。広島県重要文化財「絹本著色不動明王画像」の現地調査状況について御説明いたします。  
 (4)の「経緯」のウにありますように、平成27年8月に、所有者から額保存箱の修理等に係る指定文化財補助事業計画が提出されました。絵画本体の傷みが著しいと考えられることから、昨年2月に美術工芸部会の濱田委員と上藪委員と共に現地調査を行い、絵画本体の修理を優先的に実施することと

し、オにありますように、今年度、県指定文化財補助事業で保存修理を実施しているところです。この度、絵画本体の解体作業がほぼ完了したため、一度現地調査を行い、最終的な仕上げ方針について意見聴取することとしました。

(5)の「調査結果」のアからエにありますとおり、画絹の劣化が著しいため、現在の肌裏紙を基本的には残し、画絹の欠落部分に補絹や文化財的価値を考慮した最低限の補彩をするなどの方針といたしました。

(6)の「調査後の状況」にありますように、所有者と協議し、現地調査での意見のとおり仕上げることにしました。保存修理は、予定どおり今年度末に完了予定でございます。

次に、8ページを御覧ください。広島県史跡「下筒賀の社倉」の現地調査状況について御説明いたします。

(4)の「経緯」にありますように、安芸太田町教育委員会から経年劣化部分である茅葺土蔵の屋根を補修したいので、実施方法等について専門の見地から意見を伺いたいとの要望があったため、史跡部会の小都委員と建築学を専門とする迫垣内委員と共に現地調査を行い、補修の可否及び方法について検討しました。

(5)の「調査結果」にありますとおり、茅葺き屋根と置き千木、及び千木に渡した横木の中央部が破損しており修理が必要であり、できるだけ古材を使用し、千木については同じ材料の栗の木を使って補修すること、茅葺き及び置き千木の構造については、文化財保護審議会委員の確認・指示に従って現状と同じ工法で修理すること、との意見を頂きました。

(6)の「調査後の状況」にありますように、来年度修理を実施する方向で調整中です。

次に、9ページを御覧ください。広島県史跡「頼杏坪役宅」の現地調査状況について御説明いたします。

(4)の「経緯」のオにありますように、昨年1月に現地調査を行い、その意見を踏まえた事業計画に調整されましたので、今年度9月に県指定文化財補助事業の交付決定を行い、屋根葺替え工事、木工事及び排水設備の整備を実施しております。

平成28年11月と平成29年1月の2回、史跡部会の建造物を専門とされる迫垣内委員と建造物部会の藤田委員と共に現地調査を行い、屋根構造及び部材の現状などを確認しました。

(5)の「調査結果」にありますように、竹垂木のみが用いられていた屋根に木の垂木を用いるなど、当初の仕様から一部変更することについて指導を頂きました。

(6)の「調査後の状況」にありますように、現地調査の意見を踏まえ慎重に補助事業を実施しており、予定どおり今年度末に修理事業が完了予定でございます。

次に、11ページを御覧ください。鞆港湾施設 雁木の保存に係る現地調査状況について御説明いたします。

県港湾整備部局が主体となって実施する雁木の復元整備については、事前の発掘調査を行うとともに、文化財としての価値を損なわないよう、史跡・埋蔵文化財合同部会の意見を踏まえて事業者と調整を行ってまいりました。今回の調査では、コンクリートで補修されている部分の復元に際して新たに購入・加工して補う石材の種類と加工の方法について、史跡・埋蔵文化財両部会所属の委員のうち考古学を専門とする鈴木委員と小都委員による現地調査を行い、検討しました。

(5)の「調査結果」にありますとおり、石材について、岡山県北木島産とす

ることに了解を頂き、表面加工は、粗いノミ加工とするのが適当であること、外側から見えない部分に穴を開ける等の加工を施して、後世に在来の石材と区別できるようにすること、これらのこと及び石材積み直しについて指導を受ける監修者からも意見を聞くこと、との意見を頂きました。

(6)の「調査後の状況」にありますように、日本城郭研究センター田中哲雄名誉館長を招聘し現地指導を受け、指導事項を踏まえて、事業者及び福山市教育委員会と調整の上、福山市教育委員会を調査主体として、県教育委員会が人的支援を行う雁木の復元整備工事及び発掘調査に着手しております。

最後に、13 ページを御覧ください。広島県天然記念物「東城川の甌穴」の現地調査状況について御説明いたします。

(4)の「経緯」にありますように、広島県北部建設事務所庄原支所が計画した東城川の浚渫工事において、施工区域が広島県天然記念物「東城川の甌穴」の指定地であったため、天然記念物部会の地質学を専門とする於保委員、林委員と共に現地調査を行い、現状変更の可否について検討しました。

(5)の「調査結果」にありますとおり、今回の現状変更である河道浚渫については、周辺の甌穴を傷付けないよう配慮することなどを条件に、許可をすることが適当、との意見を頂きました。

(6)の「調査後の状況」にありますように、平成28年11月7日付けで現状変更を許可しております。事業者からは、2月中旬に工事着工、3月末には完了の予定と聞いております。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。ないようでしたら、次に、(3)の「文化財の指定等について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号6を御覧ください。

まず、「史跡の指定について」、御説明します。

昨年10月3日、府中市元町にあります「備後国府跡」が、国の史跡に指定されました。国府の政庁が明らかでないため、府中市教育委員会では、今後も調査を継続していくこととしています。

次に、2ページを御覧ください。

「登録有形文化財（建造物）の登録について」説明します。

平成28年11月18日に国の文化審議会は、三次市三次町にあります「旧万寿之井酒造酒造蔵」1件、安芸郡海田町稲荷町にあります「三宅家住宅主屋」ほか5件を、国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録するよう答申を行いました。

3月に、登録原簿に登録される予定です。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。ないようでしたら、3の「報告」を終わらせていただきます。

以上で、公開の議事が終了しました。

それでは、ここからは、非公開で議事を進めます。

【 以下については、非公開で議事を進めたが、平成29年3月14日の広島県教育委員会3月定例会において、指定解除することが決定されたため、公開する。 】

#### 県天然記念物の指定の解除

会長 : 2の「議題」の(4)の「広島県天然記念物の指定の解除について」を審議します。今回の案件は、「山中福田のツバキ」です。

この案件は、広島県教育委員会教育長から、平成28年12月26日付けで広島県天然記念物の指定の解除について諮問がなされ、平成29年1月6日

付けで天然記念物部会に付託したものでございます。

この件について、天然記念物部会から御説明をお願いします。

福本部長 : 資料番号2を御覧ください。

「山中福田のツバキ」については、平成26年3月に世羅町教育委員会が管理状況調査を行い、衰弱が進んでいることを県教育委員会へ報告していました。平成27年11月13日に天然記念物部会の植物専門の石橋委員と竹下委員が現地調査を行い、衰弱した樹木に寄生するキノコ類が生えていることを確認し、今後1年間の経過観察を行い、芽が出ないようであれば枯死と判断するよう報告を受けました。昨年11月21日に竹下委員が再度現地調査を行い、前回の調査以降、新たに芽が出た形跡はなく、完全に枯死していることを確認しております。

では、事務局から資料をお読みください。

事務局 : (調査報告案朗読)

福本部長 : 現地調査を行った竹下委員、何か補足することがありましたら、説明をお願いします。

竹下委員 : 幹が水分を含んで膨張しているような状況ですので、枯死と判断しました。

福本部長 : 以上のとおり、天然記念物部会では、「山中福田のツバキの広島県天然記念物の指定を解除することは適当である。」と判断いたしました。

会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成29年1月30日付けで、天然記念物部会長から、指定の解除は適当であると認める旨の報告を頂いております。

それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

三村委員 : 要するに、枯死の原因は寿命ということですか。

竹下委員 : 枯死した原因はいろいろ推測されますが、寿命というよりも、樹木が水分を吸い上げる力が弱ったことが枯死の要因ですが、近隣での圃場整備などが影響した可能性があるかなと思います。

会長 : ほかにないようでしたら、「山中福田のツバキの広島県天然記念物の指定を解除することは適当である。」旨答申することに、御異議ありませんか。

全員 : 異議なし。

会長 : それでは、そのように取り計らいます。

この後の事務処理は、事務局が行ってください。

【 以上、非公開 】

【 以下、非公開で議事を進めたが、平成29年11月10日の広島県教育委員会11月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。 】

#### 諮問

会長 : 続いて、「議題」の(5)の「広島県重要文化財の指定の諮問について」、広島県教育委員会から諮問を頂きたいと思います。

管理部長 : (諮問書を読み上げ、会長に手交)

会長 : それでは、諮問のありました案件について、趣旨を承知しておきたいと思っております。

事務局から、まず、「広島県重要文化財の指定の諮問」について説明してください。

文化財課長 : 「黒川遺跡出土銅鐸」は、昭和36年、世羅郡世羅町黒川(旧世羅西町黒川)で農道の工事中に発見されたもので、現在は、広島県立歴史民俗資料館で保管・展示しております。銅鐸の体部の文様は「四区袈裟襷文」で、製作年代は弥生時代中期後半(紀元前1世紀頃と推定)と考えられています。

「黒川遺跡出土銅鐸」は、同種の銅鐸としては山陽地方で最も西の出土例

となっています。

「黒川遺跡出土銅鐸」の歴史的意義や重要性は、まず、県内の出土2例と極めて事例が少ない中の1例であるということ、次に、本例は、近畿地方が製作地と推定される銅鐸群の西端部に当たり、弥生時代中期後半の銅鐸祭祀を考える上で貴重な資料であるということ、が考えられます。

また、『広島県重要文化財指定基準』については、考古資料の“(2) 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で、学術的価値の特により高いもの”という基準に適合いたします。

以上、事務局におきましては、この案件を、広島県文化財保護審議会に諮問し、指定の可否について調査・審議していただくことが適当であると判断いたしました。

以上でございます。

会長 : この案件の趣旨について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

藤田委員 : 資料では、出土状況は農道工事に伴いということが記載されていますが、一方で、「黒川遺跡出土銅鐸」とされています。この黒川遺跡というものが、どういった実態を持つ遺跡なのか、この資料では分かりづらいので、補足説明をお願いします。

事務局 : 出土状況については、農道工事中、側溝の掘削中に単独で出土したということです。ほかにこれに伴う遺構や遺物の詳細な記録が十分に取られておりません。黒川遺跡という遺跡に関しても、それ以外に発掘調査等を行っておりませんので、遺跡の実態や内容の詳細は分かっていません。

会長 : ほかにないようでしたら、広島県重要文化財の指定の可否について調査審議することといたします。

調査審議については、埋蔵文化財部会に付託します。事務局は、埋蔵文化財部会と共に事務を進めてください。

以上で、2の「議題」の議事が終了しました。

【 以上、非公開 】

【 以下、非公開 】

## 報告

【 以上、非公開 】

会長 : そのほか、何か御意見等がございますか。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これも、委員の皆様方の御協力の賜物であり、大変感謝しております。

それでは、事務局から何かありましたら、お願いします。

課長代理 : 長時間にわたり、御協議ありがとうございました。

以上で広島県文化財保護審議会の全ての議事を終了いたします。

閉会に当たり、管理部長が御挨拶を申し上げます。

管理部長 : 広島県文化財保護審議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、長時間にわたり、終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。

本日答申いただきました案件につきましては、指定の解除に向けた手続を進めてまいります。

また、諮問いたしました案件、継続審議の案件につきましては、埋蔵文化財部会、建造物部会を開催して調整してまいりたいと考えておりま

す。

今後とも、本県文化財保護行政の発展のために御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈り申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

課長代理

: 以上で、広島県文化財保護審議会平成28年度第2回会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。